

第 3 章

韓国独占禁止法の沿革

韓国において独占禁止法制を導入する試みは、すでに1960年代中頃から始まるが、何度かの試みがあったものの、法律の制定にまで至らなかった。しかし、75年になると、カルテルや不公正取引行為の禁止規定を含んだ「物価安定及び公正取引に関する法律」(以下「物価公取法」という)が制定される。同法は、最高価格の指定、緊急需給調整措置等の直接統制に関する規定を含んだ統制法規であり、本格的な独占禁止法制といえるようなものでは全くなかったが、その導入に当たっての試金石となったといわれる。物価公取法は、約5年間運用され、80年に至って公正取引法が制定される。公正取引法は、韓国における本格的な独占禁止法制であり、市場支配的地位の濫用行為、企業結合、カルテル、不公正取引行為等を規制する諸規定を有し、独占禁止法制としての体裁を整えていた。その後、公正取引法は、法制定後わずか14年の間に4次にわたって改正され、規制の強化や法制の整備が次々と図られていくことになる。以下、この韓国における独占禁止法制の導入から発展に至る過程を見ていくこととする。

1. 独占禁止法制の導入前史期

韓国において、独寡占の問題について最初に世間の批判が起きたのは、1963年の「三粉事件」といわれている。これは、少数の大企業による寡占市場が形成されているセメント、製粉、製糖の各産業において、企業が共同し

て価格を操作し、暴利を取得していることが問題となったものである。政府も、こうした事態となるに至って、かかるカルテル行為を止めるよう行政指導を行うとともに、経済企画院において、1964年9月、全文29条から成る「公正取引草案」を作成するに至る。この草案は、業界の強い反対のため、閣議で保留されたままとなつたが、これ以後、66年から71年の間に4回にわたつて国会に法案が提出されることになる⁽¹⁾。

1966年7月及び67年8月には、それぞれ、成長優先政策によるインフレーションに対処する必要から、前期草案を修正、補完した「公正取引法案」が国会に提出された。69年4月には、「コロナ」乗用車事件⁽²⁾をめぐって独寡占企業の過度の営利追及が問題となり、独寡占の弊害を規制するため、「独占規制法案」が提出された。また、71年10月には、輸出の鈍化等による国際収支の悪化を改善するため為替レートが引き上げられ、それによる物価の高騰に対処する方策の一つとして、「公正取引法案」が提出された。しかし、これら法案は、いずれも国会を通過せず、成立するには至らなかつた。

こうした試みが法制定にまで至らなかつた理由としては、業界の強い反対があつたことのほか、成長第一主義の政策のなかにあって企業間の競争を促進し、市場原理を生かす独占禁止法制は時期尚早と考えられたことや、物価上昇に対しては直接統制による抑制措置をとることにより対処するのが適当と考えられていたこと等が挙げられている⁽³⁾。

2. 物価公取法の時代

物価公取法（物価安定及び公正取引に関する法律）は、1975年11月、価格統制の弾力的な運用に資するとともに、併せて、カルテル及び不公正取引行為を規制し、より効果的な物価の安定を図るために制定されたものである。当時、石油危機に加え、ますます強まつた独寡占が物価の引上げの原因と認識されたこと等から、同法の制定が業界、政府及び国会において望まれる状況

にあった⁽⁴⁾。

この法律は、1973年に制定された「物価安定に関する法律」よりも効果的な物価安定制度を作るために、価格統制法規である同法に競争法規的な条項を接ぎ木したものであり、その法目的、法体系からして、本来の独占禁止法制とは異なるものであった。しかし、同法は、韓国で初めて独占禁止関係条項を含んだ法律であり、以後の本格的な独占禁止制度の導入の試金石となつた点において、大きな意義を持つものであったと政府側ではとらえられている⁽⁵⁾。

この法律は、最高価格の指定、公共料金の決定、緊急需給調整措置等の直接統制に関する規定と、競争制限行為の禁止及び不公正取引行為の禁止に関する規定から成っていた。

これら規定のなかで、競争制限行為の禁止の規定（8条）は、カルテル規制に係わるものであり、価格、数量などのカルテルを禁止するとともに、不況カルテルや合理化カルテル等の適用除外カルテルを許容していた。禁止の対象となるカルテルは、事業者が他の事業者と共同して、一定の事業分野において競争を実質的に制限する次の行為であって、公共の利益に反するものとされていた（8条1項）。

- ①価格を決定、維持又は引き上げる行為
- ②商品の販売条件、役務の提供条件又はその対価の支給条件又はその対価の支給条件を定める行為
- ③商品の生産、販売若しくは出荷を制限し、又は役務の提供を制限する行為
- ④取引地域又は取引の相手方を制限する行為

適用除外カルテルは、「不況の克服、産業の合理化等のやむを得ない事由」がある場合に政府の承認を得て競争制限行為が実施できるとされていた（8条2項）。

また、不公正取引行為の禁止の規定（7条）においては、事業者の次の行為であって、経済企画院長官が公正な取引を阻害するおそれがあると認め、

不公正取引行為として指定した行為が禁止されていた。

- ①不适当に取引の相手方を差別的に取り扱う行為
- ②不适当に競争者の顧客を自己と取引するよう強制する行為
- ③自己の取引上の地位を不适当に利用して相手方と取引する行為
- ④取引の相手方を不适当に拘束する条件をもって取引する行為
- ⑤商品若しくは役務に対する虚偽若しくは誇張した広告をし、又は商品の質若しくは量を偽る行為
- ⑥暴利の目的で物品を買占め又は販売を忌避する行為
- ⑦故意に物品の生産を中断若しくは縮小し又は当該物品の出庫を制限する行為

これらの行為の中には、⑥買占め・売借しみや、⑦故意の生産の中止・縮小及び出庫制限のような、統制経済下で生じやすい行為ではあっても、競争の促進とは関係のない行為が含まれていた。また、それ以外の行為についても、差別取扱い、取引強制、優越的地位の濫用といった行為は、自由競争経済下でも競争阻害行為として問題となる行為ではあるが、統制経済下においても、統制によって有利な地位を占める事業者が引き起こす濫用行為であった。

次に、この物価公取法が運用された約5年間の実績を見ると、物価統制に関する規定の運用に圧倒的な重点がおかれ、競争制限行為の禁止や不公正取引行為の禁止に関する規定の運用には消極的であった。特に、競争制限行為の禁止に関する規定の運用については、5件の調査が行われたのみであり、しかも違反行為として認定されたものはなかった。むしろ、セメントの不況カルテルや合理化カルテルが承認されただけであった（1973年6月に不況カルテルとして承認され、2度延長された後、合理化カルテルとして承認された）⁽⁶⁾。このように、カルテル規制に全く消極的であった理由としては、この法律が、「物価安定に力点が置かれ、…制度運用においても、政府が人為的かつ画一的な価格統制を通じた競争制限行為、即ち、一種の官製価格『カルテル』を

実質的に助長していた成り行きがあったために、企業の不当な競争制限行為があつても、これを積極的に処罰することが名分上からも困難であった」（経済企画院「公正去來便覧」1989年6月⁽⁷⁾）という事情が挙げられている。

また、不公正取引行為の禁止に関する規定の運用についても、この規定に基づいて是正された事件は100件あるものの、そのうち85件が第2次石油危機時的小規模な商人による米や練炭の買占めや売惜しみに関するものに過ぎず、独占禁止政策でいう本来の「不公正取引」を規制したものではなかつた⁽⁸⁾。

このように、物価公取法は、統制法規に競争法規的条項を接ぎ木したものであり、しかも、法運用の力点が統制法規の部分、つまり、価格の直接規制による物価の安定におかれ、競争法規的条項の部分の運用には極めて消極的であったところから、いわば、同法は、韓国に独占禁止法制が存在するという象徴的な意味しか持たなかつたとする指摘もある⁽⁹⁾。

3. 公正取引法の制定

政府主導による大企業中心の経済成長政策が推進され、政府による民間経済部門への直接的介入が行われた結果、市場の寡占化、経済力の集中が進展し、市場機能の発揮が妨げられるとともに、企業活動の政府への依存化、硬直化が招来された。また、経済成長により、経済規模が拡大し、経済構造が複雑化するに従って、政府が民間の経済活動に直接的に介入することは、その管理能力に限界があり、非効率であることが明らかになってきた⁽¹⁰⁾。

このため、今後とも韓国経済の持続的な経済成長を図るために、市場機能を活性化し、競争を促進し、企業自身の創意の発揮と産業の体质強化が必要であると考えられるようになった。特に、1970年代に2度にわたって生じた石油ショックは、韓国経済の運営について、こうした反省がなされる契機を与えた⁽¹¹⁾。

こうした韓国経済の状況のなかで、1980年12月、公正かつ自由な競争を促進することにより、創意ある企業活動を助長し、消費者の保護及び国民経済の均衡ある発展を図ることを目的とした公正取引法が制定された。

同法は、①市場支配的地位の濫用の禁止、②企業結合の制限、③不当な共同行為の制限、④事業者団体に対する規制、⑤不公正取引行為及び再販売価格維持行為の禁止、⑥国際契約の締結の制限を規制の内容とするものであり、同法は、もはや前記の物価公取法のような物価への直接統制の規定を含まず、また、企業結合、事業者団体等の規制を取り入れていることなどに見られるように、独占禁止法制としての十分な体裁を整えたものであった。

ア 市場支配的地位の濫用行為規制

市場支配的地位の濫用行為として市場支配的事業者が行う次の行為が禁止された。

- ①商品の価格又は役務の代償を不当に決定、維持又は変更する行為（価格濫用行為）
- ②商品の販売又は役務の提供を不当に調節する行為
- ③他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為
- ④新たな競争事業者の参入を妨害し、又は一定の取引分野における競争事業者を排除するために、施設を新設又は増設する行為
- ⑤その他競争を実質的に制限し、又は消費者の利益を著しく阻害するおそれがある行為

また、市場支配的事業者とは、法律においては、「競争事業者が存在しないか、又は実質的な競争が行われていない場合」等であって施行令で定める基準に該当する事業者をいうとされ、施行令において、市場占拠率について1事業者で50%以上又は3位以上の事業者の合計（市場占拠率が5%未満の事業者を除く）で70%以上の事業者を市場支配的事業者とするとされた。

なお、上記①の価格濫用行為の禁止の適用については、但書で、市場支配的事業者のなかで施行令で定める基準に該当する事業者に限るとし、施行令

で市場占拠率50%以上の事業者に限定していた。

違反行為に対する是正措置としては、価格の引下げ、当該行為の中止、その他是正に必要な措置を命じることができるとされ、特に、但書に該当する市場支配的事業者については、価格引下げ命令に応じない場合には、課徴金が賦課できるとされた。

一方、市場占拠率が比較的小さく但書に該当しない市場支配的事業者については、2社以上が3ヶ月以内に価格の同調的引上げを行った場合には、経済企画院長官がその引上げ理由の報告を求めることができるとされ、その同調的引上げが不当と認められた場合には、前記是正措置と同様に価格の引下げ等の是正に必要な措置を命じることができるとされた。

イ 企業結合規制

資本金又は資産総額の規模が大統領令の定める基準に該当する会社が、企業結合（①株式の取得又は所有、②役員の兼任、③合併、④営業の譲受、⑤新会社設立への参加）により、一定の取引分野において競争を実質的に制限する場合が禁止された。ただし、そうした場合であっても、産業の合理化又は国際競争力の強化のために必要があると独占禁止当局が認めた場合は、適用が除外された。

また、強要その他不公正な方法により企業結合をしてはならないとされた。

ウ カルテル規制

事業者間の共同行為については登録制がとられることになり、次の共同行為は、経済企画院に登録しなければ行うことができないとされ、登録なしに行なった共同行為は無効と定められた。そして、登録のあった共同行為については、それが「公共の利益に反して一定の取引分野の競争を実質的に制限することとなる」ものであれば、登録を拒み又は登録申請人の同意を得て当該申請に変更を加えて登録を受理できるとされていた。

①価格を決定、維持又は変更する行為

- ②商品の販売条件、役務の提供条件又はその代金若しくは対価の支払条件を定める行為
- ③商品の生産、出荷若しくは販売を制限し、又は役務の提供を制限する行為
- ④取引地域又は取引の相手方を制限する行為
- ⑤生産又は役務の提供のための設備の新設若しくは増設又は設備の導入を規制する行為
- ⑥商品の生産又は販売に際し、その商品の種類又は規格を制限する行為
次に、カルテル規制として同様に重要な事業者団体に対する規制についてみると、次の事業者団体の行為が禁止された。

- ①前記事業者間の共同行為①～⑥に該当する行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為
- ②一定の取引分野において現在又は将来の事業者数を制限する行為
- ③構成事業者（事業者団体の構成員である事業者）の事業内容又は活動を不当に制限する行為
- ④構成事業者に不公正取引行為又は再販売価格維持行為をさせる行為
このうち、①については、その行為の態様からして、事業者間の共同行為の前記①～⑥と同じ性質の事業者団体の行為であるので、それと同様に登録制がとられた。

また、カルテル規制の適用除外規定としては、事業者間の前記①～⑥の共同行為（事業者団体の同様の行為を含む）であって、「不況克服、産業合理化等のやむを得ない事由」があり、当事者が「これを立証した場合」は、当該共同行為が許容される旨規定された。なお、適用除外の章においては、「法令に基づく正当な行為」と、小規模事業者等の相互扶助を目的とする「一定の組合の行為」に関して、適用除外の規定が設けられた。

エ 不公正取引行為規制

規制の態様として、まず、法律において不公正取引行為の行為類型を定義しておき、規制に当たっては、その行為類型を具体化した独占禁止当局の指定により規制する形がとられた。定義規定において、不公正取引行為として、次の行為が規定された。

- ①不正に取引の相手方を差別的に取り扱う行為
- ②不正に競争者を排除するために取引する行為
- ③不正に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し又は強制する行為
- ④自己の取引上の地位を不正に利用して取引の相手方と取引する行為
- ⑤取引の相手方の事業活動を不正に拘束する条件で取引する行為
- ⑥商品又は役務に関して虚偽若しくは誇張した表示若しくは広告をし、
又は商品の質若しくは量を偽る行為

このほか、不公正取引行為の典型の一つとして、再販売価格維持行為があるが、公正取引法においては、別の条項で再販売価格維持行為が禁止され、独占禁止当局が定める著作物と指定するブランド商品については、同条項で再販売価格維持行為を許容する形がとられた。

オ 國際契約の規制

不当な共同行為及び不公正取引行為に該当する事項を内容とする國際契約の締結が禁止された。また、締結された國際契約については締結後30日以内の届出（ただし、合弁投資契約については事前届出）が義務づけられた。

4. 公正取引法の強化改正

（1） 1986年の改正

政府主導の開発戦略の産物として、「財閥」と呼ばれる大規模企業集団が

急成長し、こうした大規模企業集団に経済力が集中することが憂慮されるようになった。しかし、制定当時の公正取引法には、大規模企業集団に対して直接焦点を当てた規制がなかった。このため、こうした経済力集中の問題に有効に対処するため、1986年12月、公正取引法の改正が行われ、持株会社の設立禁止、相互出資の禁止、出資総額の制限等を内容とする企業集団規制が導入された。また、これと同時に、公正取引法の制定後5年間の運用において明らかになった諸規定の不備を補強するための改正も併せて行われた。

ア 企業集団規制の導入

財閥と呼ばれる大規模企業集団は、特定の個人とその親族或いはその直接的統制下にある少数の者が実質的に所有し、支配している多数の独寡占的な系列企業により構成され、他の独立企業に比べ、優越した総合的な市場力を持つ複合的な企業集団である。

企業集団内の支配・統制は、当該個人が持分を確保していることにより成り立っているが、それのみならず、系列企業相互間で株式を持ち合うことにより系列企業全体が一つの資本結合体となっていることによっても成り立っている。こうした財閥の株式所有構造に着目して、その株式所有に制限を加えるため、持株会社の設立禁止、相互出資の禁止、出資総額の制限等を内容とする企業集団規制が導入された。

① 持株会社設立の禁止

会社であろうと、個人であろうと、いかなるものも韓国国内において持株会社を設立することができず、また、既存の会社を持株会社に転換することもできないとされた。持株会社とは、「株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社」と定められた。

なお、例外規定が設けられ、特別法に持株会社の設立根拠規定がある場合と、外資導入法に基づき外国人と投資事業を営むために持株会社を設立する場合であって、経済企画院長官の承認を得たものは、持株会社の設立或いはそれへの転換が許容された。

② 相互出資の禁止

大規模企業集団に属する二つの会社が株式を交換する形で相手方企業に出資する相互出資が禁止された。ただし、合併又は営業の譲受、担保権の行使又は代物弁済の受領により、こうした相互出資の状態が生じた場合には、6カ月間に限って許容され、その間に株式を処分し、かかる状態を解消しなければならないとされた。

なお、大規模企業集団の定義については、まず、企業集団について「同一人が……事実上その事業内容を支配する会社……の集団」と定め、「同一人」が会社である場合には、当該会社が支配する1以上の会社の集団が、また、「同一人」が会社でない場合には、その者が支配する2以上の会社の集団が企業集団であるとした上（金融・保険会社のみで構成される企業集団及び特定の支配株主が存在しない金融・保険会社により支配される企業集団については除外される）、そのなかから、一定規模以上の資産総額等、施行令で定める基準に該当する企業集団が「大規模企業集団」と規定された。

③ 出資総額の制限

大規模企業集団に属する会社が所有する国内の他の会社（この場合、系列、非系列の双方を含む）の株式の合計額（出資総額）が、当該会社の純資産額の40%（出資限度額）を超えることが禁止された。ただし、金融・保険会社については本規制の適用が除外された。

なお、出資総額の制限の例外として、工業発展法又は租税減免規制法に基づく産業合理化のための出資により出資総額が出資限度額を超過した場合は4年間、また、担保権の行使、代物弁済の受領、既所有株式の有償増資等により出資総額が出資限度額を超過した場合は1年間に限ってその超過状態が許容されることになった。

④ 金融・保険会社の議決権制限

大規模企業集団に属する金融・保険会社が、その取得又は所有している同一企業集団に属する会社の株式について議決権を行使することが禁止された。

イ 既存の諸規定の整備

既存の諸規定に関する主な改正点は次のとおりである。

① 市場支配的地位の濫用行為規制

市場支配的地位の濫用行為の禁止規定のうち価格濫用行為の禁止規定は、市場占拠率の比較的小さい市場支配的事業者に対しては適用されなかったが、適用対象範囲が拡大され、全ての市場支配的事業者に適用されることになった。これに伴い、市場占拠率の比較的小さい市場支配的事業者のみに適用されていた価格の同調的引上げの規定が廃止された（ただし、施行令においては、価格の同調的引上げが価格濫用行為の一つとして追加された）。

② カルテル規制

事業者間の共同行為については、これまでの登録制が廃止され、直接禁止の対象とされることになった。

また、違反の対象となる共同行為の類型として、新たに「営業の主要部分を共同で遂行し、又は管理するため会社を設立する行為」及び「他の事業者の事業内容又は活動を制限する行為」の2行為が追加された。

さらに、違反行為者に対して課徴金をカルテル実行期間の売上高の1%を超えない範囲内で賦課できるようになった。課徴金制度は、すでに1980年の公正取引法の制定時において、市場支配的地位の濫用行為の規制に対して導入されていたが、事業者間の共同行為に対する規制についても、同規制の実効性を確保するため導入された⁽¹²⁾。

なお、適用除外の対象となるカルテルについては、新たに、産業構造の調整、中小企業の競争力向上、取引条件の合理化の3カルテルが明記され、この面では緩和が図られた。

次に、事業者団体に対する規制については、事業者間の共同行為について登録制が廃止されたことに対応して、事業者団体における同様の行為である「一定の取引分野の競争を実質的に制限する行為」に対して課されていた登録制も廃止された。

③ 不公正取引行為規制

新たに、事業者が系列会社や他の事業者に不公正取引行為を行わせることを禁止することにより、企業集団による不公正取引行為を規制しやすくなった。また、不当顧客誘引と不当表示について、事業者又は事業者団体が自主規制である公正競争規約を設定できる制度が新たに設けられた。

(2) 1990年の改正

公正取引法は、1986年12月に強化改正された後、その約3年後の90年1月に2度目の強化改正が行われた。改正内容として、一つは、同法の運用体制の強化を図ることにあり、これまで経済企画院長官の一種の審議機関的役割に止められていた公正取引委員会の地位の向上及び権限の強化を図り、経済企画院長官が有していた公正取引法上の諸権限を全面的に同委員会に移管し、同法の運用主体を公正取引委員会とするものであった。また、これにあわせて、その下に属することになった事務機構も大幅に強化された。もう一つの改正内容としては、公正取引法の諸規定の不備等を補強し、その整備を図るものであった⁽¹³⁾。

ア 法運用体制の改編・強化

公正取引委員会は、この法改正までは、経済企画院長官の一種の審議機関的役割に止められていた。公正取引委員会の公正取引法上での位置づけは、同法において、「経済企画院長官がこの法律に規定された重要事項及びこの法律に違反する事項について決定・処分するに先立ち、これを審議・議決するため、経済企画院に公正取引委員会を置く」とされ、公正取引委員会は、法律に規定する重要事項（法令の制定・改正、不公正取引行為の基準等の決定、適用除外カルテルの認可等）及び法違反の事項（違反事件に対する措置等）について審議し、議決を行う機関に止められ、あくまでも、その決定・処分権限は、経済企画院長官にあった。また、他の公正取引法上の諸権限（申告・届出の受理、認可、協議等）も同長官に属していたのであり、公正取引法上の

諸権限は全面的に経済企画院長官に属していたのである。したがって、この法改正までは、公正取引法の運用に、公正取引委員会が参画するとはいえる、経済企画院長官の一種の審議機関的なものに止まり、同法の執行は、経済企画院長官とその内部担当部局として設置された公正取引室によって担われていたのであり、公正取引委員会は、自ら積極的に同法を運用する機能、権限が与えられていなかった。

このような公正取引法の運用体制については、従来から批判があり、まず、前述の権限規定の解釈において、例えば、経済企画院長官が違反事件に対して処分を行う時、その前に、公正取引委員会によってこの事件のは正措置について行われた議決に拘束されるのかどうか、拘束されないならどの程度尊重されるのかという疑義があった。また、こうした運用体制では、次の点からして、公正取引法の適切かつ徹底した施行が期待できないとする批判があった。

①経済企画院長官が同法を執行し、公正取引委員会が違反事件等の審議・議決をしているが、これでは、同法の運用について、一貫した基本的な態度が定まらなくなるおそれがある。

②経済企画院長官が同法運用の諸権限を有していては、独占禁止政策の本来のあり方である法運用の独立性と公正性が確保されない。

③公正取引委員会は、自前の事務局を有しておらず、弱体であり、一方では、経済企画院の内部担当部局である公正取引室は、同院内的人事異動による職員の入れ替わりにより、独占禁止政策について習熟した職員を擁していくことが難しいという状況がある。

こうしたところから、公正取引法の適切かつ徹底した施行のためには、独占禁止政策の基本的趣旨、性格に鑑み、公正取引委員会を、制度的にその独立性が保障された独立行政機関とし、地位・権限を強化して、同委員会を公正取引法の運用主体とする必要性があると従来から指摘されていた。

このため、この法改正により、これまで経済企画院長官が有していた公正取引法上の諸権限が全面的に公正取引委員会に移管され、同委員会が同法の

運用主体になるに至った。また、これに関連して、公正取引委員会の組織に関する規定も以下のように改正され、自前の事務機構も有するようになった。
(ただし、この改正時においても、公正取引委員会は、法律では「経済企画院長官の所属下に……置く」と定められ、組織的には経済企画院に属する形になっていた。政府組織法上、公正取引委員会が中央行政機関として完全に独立するのは、1994年12月の改正においてである。)

① 委員会の構成

「委員長1人及び副委員長1人を含む7人の委員で構成し、そのうち2人は非常任とする」とされ、法改正前と比べて常任の委員が2人増員になり、委員の定員が5人から7人に増加したほか、副委員長職が設けられた。また、委員長は、公正取引委員会を代表するとともに、国務會議（わが国であれば閣議に相当）に出席して発言することができるとの規定が新たに設けられた。

② 議 決

委員は、審議・議決において、自己と利害関係がある事項、配偶者その他自己の身内に関係がある事項等については関与することができないという除外の規定が新たに設けられた。

③ 事務處の設置

公正取引委員会の事務を処理するために「事務處」を置くとされ、同委員会は、公正取引法を運用していく上で、その手足となる自前の事務機構を持つようになった。この「事務處」の組織は、法改正前に経済企画院の内部部局として設けられていた公正取引室に比べて著しく増強されており、職員の定員が約2倍（105名→221名）になったばかりでなく、課が増設されたのみならず新たに局が設けられるに至っている（総括政策、独占管理、取引の3局編成）。また、これまで、地方事務機構がなかったが、法改正に伴って改正された施行令により設置されることになり、釜山、光州及び大田に地方事務所が設けられた。

イ 既存の諸規定の整備

既存の諸規定に関する主な改正点は次のとおりである。

① 市場支配的地位の濫用行為規制

改正前は、法律で定められていた市場支配的事業者の要件は抽象的な規定であったが、改正によって、同規定が削除され、施行令で定められていた市場占拠率の基準が法律に移行されることにより、市場支配的事業者の要件の明確化が図られた。

② 経済力集中規制

企業集団規制のうち相互出資の禁止及び出資総額の制限について課徴金制度が導入され、違反した会社に対して、違反行為により取得又は所有した株式の帳簿価格の10%を超えない範囲内で課徴金が賦課できるようになった。

また、金融・保険会社に対しては、相互出資の禁止及び出資総額の制限の適用がなかったが、この法改正によって、相互出資の禁止については、適用されることになった。

③ カルテル規制

前回の法改正では、不当な共同行為の規制に対して課徴金制度が導入されたが、今回の改正では、事業者団体の規制についても、「一定の取引分野の競争を実質的に制限する行為」に対して課徴金制度が導入され、カルテル実行期間の売上高の1%を超えない範囲内で課徴金が賦課できるようになった。

④ 不公正取引行為規制

法律で定義された違反行為類型を独占禁止当局の指定によって具体化し、この指定に該当する行為が規制の対象とされていたが、法改正により、この指定制度が廃止され、法律の定義規定によって不公正取引行為が直接規制されることになった。

⑤ その他

違反行為の是正措置の規定について、違反行為者に対して法に違反した事実を公表させることを命じることができる旨の規定が挿入された（ただし、不公正取引行為については1986年の改正時にすでに挿入）。また、不当表示関係

の不公正取引行為規制と事業者団体の規制について、訂正広告を命じることができる規定が挿入された。これまで、是正措置の規定として定められていた「その他是正のために必要な措置」のなかには、違反行為者による違反事実の公表や訂正広告は入らないのではないかとの疑義が事業者側から出されたことがあり、ソウル高等法院においてもこうした措置は裁量権の逸脱であると判断された事例がある。法改正により、こうした問題の解消が図られたものと考えられる。

また、罰則の強化が図られている。懲役については、2年を3年、1年を2年に、罰金については、1億ウォンを2億ウォンに引き上げられる等、2倍或いはそれを少し上回る程度の引上げが行われた。

(3) 1992年の改正

大規模企業集団内の会社間で相互に債務保証し合うことが広く行われている。これが、大規模企業集団の系列会社に対する資金の貸出を多くし、会社の健全な経営体質の構築の妨げとなっていること等から、相互債務保証を経済力集中の一形態としてとらえて、大規模企業集団の系列会社に対する債務保証額を制限する規制が企業集団規制に取り入れることにされた。また、併せて、公正取引法の諸規定の不備等を補強するために、その整備が図られた⁽¹⁴⁾。

ア 系列会社間の債務保証に対する規制の導入

大規模企業集団内の会社間における相互債務保証は、それらの会社への資金の貸出を多くする一方で、それに属さない中小企業等への資金の貸出を少なくし、また、こうした資金の安易な貸出により競争力を失った限界企業を温存し、円滑な産業調整を妨げているといった問題点が指摘されていた。このため、こうした大規模企業集団内の会社間の相互債務保証を経済力集中の一形態としてとらえ、公正取引法により規制することになったものである。

具体的には、大規模企業集団のうち施行令で定める基準に該当する企業集団（債務保証制限大規模企業集団）に属する会社は、同一集団内の国内系列会社に対する債務保証金額の合計額（債務保証総額）が当該会社の自己資本の200%の額（債務保証限度額）を超えて債務保証してはならないとされた。ただし、企業の国際競争力強化のために必要な場合の債務に対する保証、国内金融機関の海外支店の与信に対する保証等は、債務保証総額に含まれないとされた。

また、課徴金制度がこの規制にも適用され、債務保証限度額を超えて保証する額の10%を超えない範囲内において課徴金を賦課できるとされた。

イ 既存の諸規定の整備

既存の諸規定に関する主な改正点は次のとおりである。

① カルテル規制

事業者間のカルテルである不当な共同行為の成立の要件は、「事業者間における共同行為の合意」、「行為の実行」及び「競争制限性」の3要件が必要であると解されてきたが、それでは不当な共同行為の予防に限界があるとして、「行為の実行」の要件を外して、そのほかの2要件で成立するように法改正された。(法改正に当たって、規定のなかに「合意」の文言が挿入され、共同行為を行うことの「合意」を禁止する旨が明確にされた。)

また、不当な共同行為の禁止の適用除外として、新たに研究・技術開発のための共同行為が追加された。

② 不公正取引行為規制

不公正取引行為に対して課徴金制度が導入され、違反した事業者に対して3000万ウォンを超えない範囲内において課徴金が賦課できるようになった。

③ その他

出資総額の制限の違反行為に対する是正措置の一つとして株式の処分があるが、その場合、これまで、処分の対象となる株式の範囲が規定されていなかった。このため、この法改正によって、その対象は新たに取得された株式

とするとされた。また、相互出資の禁止の違反行為について、その解消が図られるまでの間、株式の議決権行使が禁止されることになっているが、その場合の禁止の対象となる株式の範囲が規定されていなかった。このため、この法改正により、相互出資された株式の全てについて議決権行使が禁止されることとされた。

事業者団体に対する是正措置については、違反行為を行った事業者団体に対して命ぜられるものであったが、違反行為を有効に排除するため、その構成事業者に対しても是正措置がとれるように改正された。

また、罰則としては、これまで懲役と罰金であったが、新たに過怠料が追加され、事件調査のための強制処分を妨げる行為に対して、100万ウォン以下の過怠料に処すことができるようになった。

(4) 1994年の改正

韓国経済の国際化・開放化が進むなかで、国際競争力を強化していくためには、競争政策を積極的に展開し、大規模企業集団における過度の所有の集中や無理な系列会社の拡張を是正することにより、経済力集中の弊害である経済の非効率性を改善する必要があるとされた。そのため、この法改正により、出資総額の規制をより厳しくすると同時に、所有の分散や財務構造が健全な企業については出資総額の規制を適用しない特典を与えることになった。また、社会間接資本の不足により韓国企業の国際競争力が阻害されることを憂慮し、政策的に社会間接資本への民間投資の誘致を図る必要があるとして、出資総額の規制の面においてもその点が配慮され、例外規定が補完された。

さらに、世界貿易機構（WTO）体制の発足に伴い、加速化される国際化・開放化に対応し、公正取引法の制度も国際的に合致したものにする必要があるとして、国際契約の届出制を廃止する等、国際契約に関する規定の改正が行われた。

また、併せて、公正取引法の諸規定の不備等を補強するため、その整備が図られた⁽¹⁵⁾。

ア 出資総額の規制に関する改正

大規模企業集団に属する会社の純資産総額に占めるそれら会社による他の会社への出資総額の割合は、出資総額の規制が始まった1987年の43.6%から毎年徐々に下がり、94年3月には26.8%にまで低下した。出資限度としては、これまで、その割合が40%を超えてはならないとされていたが、この限度水準では、もはや現実の実態にそぐわない状況にあった。このため、限度水準を25%に引き下げて、規制を厳しくすることとされた。これにより、大規模企業集団が関連のない分野にまで進出して系列会社を無理に増やし、その専門性を損ない、国際競争力の弱化や経済非効率を招くことを防止しようとしたものである。

また、その一方で、大規模企業集団に属する企業であって、その株式が当該企業集団外に分散所有され、財務構造が健全である企業については、出資総額の規制を適用しない特典を与えることになった。これも、大規模企業集団に属する企業の株式の企業集団外への分散所有を促進し、専門外の分野への無理な事業の拡張に走らせることなく、企業の専門性を深化させ、その国際競争力を強化させることを意図したものである。

さらに、社会間接資本の不足により韓国企業の国際競争力が阻害されるおそれがあるところから、政策的に社会間接資本への民間投資の誘致を図る必要があるとして、「社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法」が制定されたが、それと同じ観点から、出資総額の規制についても、社会間接資本への投資額が莫大であり、その妊娠期間も長いことを考慮して、新たに、長期間にわたる株式の保有を許容する例外規定が設けられた。これにより、大規模企業集団に属する会社が前記促進法に基づいて社会間接資本施設に対し投資を行う会社の株式を保有する場合はその保有を20年間許容されることになった。

イ 国際契約の規制に関する改正

外国事業者と韓国の事業者又は事業者団体の間で締結された国際契約については届出を義務づけている反面、韓国の事業者又は事業者団体の間で締結された国内契約については届出を義務づけていなかった。しかし、それでは内外無差別とはいえないし、また、企業の負担を軽減し、公正取引法の制度を国際的に合致したものにする必要があるとして、国際契約の届出制が廃止された。そして、届出制に代えて、新たに、事業者又は事業者団体が国際契約を締結するに当たり、当該国際契約が違法性があるものかどうか公正取引委員会に審査を求める求められるようにされた。

また、届出制度の廃止に伴い、国際契約の規制の実効性が損なわれることがないよう、不当な国際契約に対しても課徴金制度が導入され、違反行為のあった日からその行為がなくなる日までの期間における売上高の2%を超えない範囲内で課徴金が賦課できるようになった。

ウ 課徴金制度の強化

課徴金制度が各規制に逐次導入されてきたが、課徴金の賦課対象となる違反行為とそうでない違反行為の間において規制上の均衡が失われていたり、違反行為を抑止するためには賦課される課徴金額が十分でないといった問題が生じていた。すなわち、不公正取引行為については課徴金制度が導入されているのに、それと同種の再販売価格維持行為には導入されていないといった問題だけでなく、不公正取引行為よりも競争の侵害の程度が大きい市場支配的地位の濫用行為についても、価格濫用行為以外は課徴金制度が導入されていないといった問題や、カルテルや不公正取引行為に対して賦課される課徴金額が違反を繰り返す事業者や大企業には低額であり、有効な抑止力になっていないといった問題があったのである⁽¹⁶⁾。このため、課徴金制度が次のように強化された。

①価格濫用行為以外の市場支配的地位の濫用行為についても、その行為

の実行期間における売上額の3%の金額を超過しない範囲内で課徴金が賦課できるようにされた。

②再販売価格維持行為に対しても、その行為の実行期間における売上額の2%の金額を超過しない範囲内で課徴金が賦課できるようにされた。

③課徴金の上限額が、不当な共同行為の場合は実行期間の売上高の1%から3%に、また、不公正取引行為の場合は3000万ウォンから実行期間の売上高の2%に、それぞれ引き上げられた。

エ その他

① カルテルに対する規制範囲の拡大

これまででは、19条における不当な共同行為の規定の仕方が、「商品の販売」や「役務の提供」等といった用語に見られるように、供給側のカルテルを問題とするものであった。しかし、需要側が供給側よりも強い立場に立つ例が少なからず見受けられるようになったため、それら用語を「商品又は役務の取引条件」、「取引の制限又は役務の取引」等に改め、需要側のカルテルも違反に問うができるようにされた。

② 措置を命じうる期間

審査期間については、これまで期限が設けられていなかったが、古い事件については、証拠が少なくなることにより審査の遂行が事実上不可能になることが多いところから、違反行為の終了の日から5年を経過した時は、当該行為に対しても正命令及び課徴金納付命令を行うことができないこととされた。

③ 公正取引委員会の所管

これまで、公正取引委員会は、経済企画院長官の下に置かれていたが、法改正により、公正取引委員会は、国務総理の下に置かれることになるとともに、「この法律による事務を独立して遂行する」とされ、その職権行使の独立性が法律上明記された。また、公正取引委員会は、予算、人事、教育訓練

その他の行政事務に関する法令を適用するに当たっては、政府組織法上の中
央行政機関と見なすとされた。

公正取引委員会の格上げにより、その事務部門も拡充され、調査を担当す
る局が1局増え、政策、独占、競争、調査1及び調査2の5局編成と成り、
課や官も増加し、公正取引委員会の定員は、改正前の278名から一挙に343名
に増強された。

注(1) この項は、主として、経済企画院「公正去來便覧」、1989年6月、7~22ペー
ジ；白洛基、張錫仁及び李徳熙『韓国の産業政策、産業組織政策篇』、産業研
究院、1988年7月によった。

- (2) 前掲、「公正去來便覧」(2ページ)によれば、この事件(新進自動車工業
(株)の「コロナ乗用車事件」)は、国政調査において、借款業者の暴利問題に関する調査に参加していた共和党側から、附属品の国産化比率を高め、機械工業を育成するように、あらゆる恩恵を与えたにもかかわらず、新進工業の附属品国産化比率は、いまだに設立当時と同じ水準であり、新進工業はコロナ乗用車の組立に必要なラジエターやギア等々の附属品を免税で輸入し、国内市場に流出させているとの発言があったことに始まっており、この事件をめぐって独寡占の横暴が大きな問題になったとしている。
- (3) 前掲、「公正去來便覧」、13ページ等。
- (4) 前掲、「公正去來便覧」；趙炳澤「韓国独占禁止政策の現状とその展開」
(『公正取引』、1986年10月号)、32ページ。
- (5) 前掲、「公正去來便覧」、15ページ。
- (6) 丁炳休「韓国公正去來政策に関する研究」(『經濟論集』、ソウル大学校、
1988年6月)、98ページ。
- (7) 前掲、「公正去來便覧」、19ページ。
- (8) 前掲、丁炳休「韓国公正去來政策に関する研究」、99ページ。
- (9) 前掲注(4)の趙炳澤「韓国独占禁止政策の現状とその展開」、33ページ。
- (10) 前掲、「公正去來便覧」、23ページ；趙炳澤「韓国『独占規制法』の改正内
容とその問題点」(『公正取引』、1988年3月号)、15ページ。
- (11) 前掲、「公正去來便覧」、23ページ。
- (12) 前掲、趙炳澤「韓国『独占規制法』の改正内容とその問題点」、19ページ。
課徴金の性格については、韓成澤「精油六社の販売数量制限共同行為の件」
(経済企画院『公正去來』創刊号、1989年1月)によれば、「課徴金は、不当

利得の回収としての性格と行政制裁的的性格を共に有しているが、……市場支配的事業者の価格濫用行為に対する課徴金の賦課は、不当利得の回収という側面が強いものの、それ以外の公正取引法違反行為に対する課徴金の賦課は、経済秩序の破壊に対する行政制裁的的性格がより大きいと見るのが妥当であろう。」(164ページ)としている。

- (13) 拙稿「韓国独占禁止法の改正」(『国際商事法務』Vol.18, No. 6, 1990年6月), 598~604ページ。
- (14) 中山武憲「韓国における独占禁止法改正の背景とその内容」(『公正取引』, 1994年5月), 40~44ページ。
- (15) 中山武憲「韓国独占禁止法の第四次改正(上)」(『国際商事法務』Vol.23, No. 3, 1995年3月), 282~286ページ。
- (16) 中山武憲「韓国独占禁止法の第四次改正(下)」(『国際商事法務』Vol.23, No. 4, 1995年4月), 402ページ。